

第 22 回計画部会／各委員からのご意見等への対応及び アクションプラン（令和 2 年改定版）（たたき台）修正点の概要

第 22 回計画部会にて各委員より頂いたご意見等への対応を踏まえた「アクションプラン（令和 2 年改定版）（たたき台）修正点の概要」及び「その他のご意見ご質問」については以下のとおり。

<アクションプラン修正点の概要>

【P. 3】 2.（1）基本的考え方

「従来型事業方式を構築されてきた現行制度」→「従来型事業方式を 前提として 構築されてきた現行制度」に修正。

〈修正理由〉山口委員より文章適正化に関するご意見を頂いたため。

【P. 6】 2.（2）事業類型の定義等

〈修正理由〉本田委員より「PPP/PFI 導入にあたっては VFM の客観的評価のみならず、社会的価値等を総合的に勘案して導入判断すべき」とのご意見を頂いたため。

【P. 7】 3.（1）①運営権者が実施できる建築の範囲等

〈修正理由〉吉田委員より「現状課題を明示した方が理解しやすい」とのご意見を頂いたため。

【P. 8】 3.（1）②共有物分割請求権への措置

〈修正理由〉吉田委員より「想定ケースの補足を行うべき」とのご意見を頂いたため。

【P. 8】 3.（1）③CF を生み出しにくいインフラ

〈修正理由〉本田委員より「モデル事業の実施、ガイドライン等の作成に加えて、財政の優遇措置を検討してほしい、国が優遇した支援措置を講じることにより、より一層の導入促進が期待できる」とのご意見を頂いたため。

【P. 8】 3.（1）④株式の流動化

〈修正理由〉大西委員より「流動化を促す理由や目的・意図についても言及した方が良い」とのご意見を頂いたため。

【P. 8】 3.（1）⑤BOT 税制の拡充検討

〈修正理由〉吉田委員より「現状の内容を補足した方が理解しやすい」とのご意見を頂いたため。

【P. 10】 3.（2）i）地方公共団体の PPP/PFI 導入検討への財政支援等

〈修正理由〉地域再生法の改正を踏まえ、表現を適正化。

【P. 11】 3.（2）iv）首長、地方議会等の理解促進に向けた情報提供等

〈修正理由〉未来投資会議構造改革徹底推進会合において、「既存コンセプション事業等での実績を地方公共団体等へ情報展開すべき」との指摘があったため。

【P. 13】 3. (2) vi) ①優先的検討規程に関する取組

〈修正理由〉本田委員より「運用促進に向けて、先進的な取組を行う自治体の事例を紹介してほしい」とのご意見を頂いたため。

【P. 14】 3. (3) 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資する PPP/PFI の推進

〈修正理由〉財間委員および難波委員より文章適正化に関するご意見を頂いたため。

【P. 15】 3. (3) 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資する PPP/PFI の推進

〈修正理由〉大西委員より「方針の文章内には『地域内外』という文言が入っているが、具体的取組内にも記載すべきではないか」とのご意見を頂いたため。

【P. 16】 3. (4) 民間提案等の活用

〈修正理由〉難波委員より「公共側のコミットメントが不十分な提案制度の乱用とならないよう、インセンティブや随契等についても整理すべき」とのご意見を頂いたため。

【P. 17】 3. (5) 公的不動産における官民連携の推進

〈修正理由〉山口委員より文章適正化のご意見を頂いたため。また、本田委員より「⑤の取組に関して、地方公共団体と民間事業者のマッチング等の環境を用意頂きたい」とのご意見を頂き、事務局として具体性を持たせたいと考えたため。

【P. 18】 3. (6) PFI 推進機構の活用(および議事 2 PFI 推進機構の現状と課題)

〈修正理由〉財間委員より「具体的取組内に、改正で新たに加わった領域のコンサルについて記述が欲しい」とのご意見を頂くとともに、山口委員および加藤委員、財間委員、小林委員より「機構のこれまでの支援実績や機構における優れた人材によるコンサルティング機能を評価する。現在の支援案件に対する支援の継続、今後の事業実施への支援、機構における優れた人材の確保やコンサルティングの展開、および今後の地方都市における PFI の一層の促進に向けて機構の設置期限の延長が好ましい」とのご意見を頂いたため。

【P. 19】 3. (7) ①非保有手法の活用

〈修正理由〉山口委員より文章適正化に関するご意見を頂いたため。

【P. 20】 3. (7) ③道の駅に関する取組

〈修正理由〉財間委員より「運営の重要性を鑑み、『整備・管理』を『整備・管理・運営』としたい」とのご意見を頂いたため。

【P. 22, 23, 27, 28】 4. (2) 重点分野②水道③下水道⑦クルーズ船向け旅客ターミナル施設⑧MICE 施設、

〈修正理由〉未来投資会議構造改革徹底推進会合において、集中強化期間における数値目標等を明確にすべきとの指摘があったため。

＜その他のご意見＞

【P. 5】 2. (2) 事業類型の定義等

財間委員より「公的不動産の利活用に関して、公共施設等総合管理計画や固定資産台帳の見える化についても言及すべき」とのご意見を頂いた。

⇒3. (5) 公的不動産における官民連携の推進【P. 17】内具体的取組④にて記載しており引き続き進捗見える化について取り組んでいく。

【P. 6】 2. (2) 事業類型の定義等

財間委員より「公的不動産の利活用に関して、LABV (Local Asset Back Viecle) に関する具体的取組等」についての質問があった。

⇒現在国交省の先導的官民連携支援事業にて山口県山陽小野田市の事例を支援しているところであり、今後ともこのような先導的事例の支援について取り組んでいく。

【P. 7】 3. (1) ①運営権者が実施できる建築の範囲等

小林委員より「運営権の法的性質や登記簿登記事項との整合性も踏まえるべき」とのご意見を頂いた。

⇒「事業内容など」で読むことができるので、原文のままとさせて頂きたい。

【P. 8】 3. (1) ②共有物分割請求権への措置

小林委員より「運営権を設定する自治体(A市)に対して、共有する自治体(B市)についても分割請求権行使の制約等を受け入れるために必要な手続きの明確化が必要になると考える」とのご意見を頂いた。

⇒頂いたご意見を踏まえ、今後の検討の中でB市の手続きについても明確にしていきたい。

【P. 8】 3. (1) ③CFを生み出しにくいインフラ

高橋委員より「CFを生み出しにくいインフラにPPP/PFIを導入するうえにおいて、性能発注を前提にアウトプットに対して対価を払うという形にす

る必要がある。これについては、現場の抵抗感や関連法の契約に関する規制等も整理する必要がある」「特に下水道に関しては、対価の原資が国からの補助金等である場合、個別の成果物等のコストと紐づいて支払うこととなるため、アウトプットへの対価とうまく噛み合わない問題がある」とのご意見を頂いた。

⇒頂いたご意見を踏まえ、今後の政策実施の参考とさせて頂く。尚、現在実施されている包括的民間委託契約においても、性能規定で要求水準を定め達成度に応じて対価を支払うことを実施している事例もあり、こういった事例も参考にしていきたい。また、下水道分野に関しては国交省から以下の回答を受けている。

「いただいたご意見については、今後の政策実施の参考とさせていただきます。なお、下水道事業においても、上述の内閣府回答にあるような最新の取組事例も参考にしてみたいと考えている。」

【P. 8】 3. (1) ③CFを生み出しにくいインフラ

加藤委員より「道路のケースではアベイラビリティペイメント方式も研究されていると思うが、どのような要求水準を求めているのか。担い手にどのような特性があるのかよく吟味する必要がある」とのご意見を頂いた。

⇒今回海外調査した事例においてはアベイラビリティの評価（通行可能性等）とパフォーマンスの評価（道路の路面の状態をある一定以上にする）を要求水準にしているのが一般的。また担い手についてはモニタリングの重要性が指摘されており、例えば、支払いの減額に該当する事項があった場合、コンソーシアム内で最終的な負担者を確定する仕組みを設けた事例など、今後の政策実施に活かしていきたい。

【P. 8】 3. (1) ③CFを生み出しにくいインフラ

大西委員より「参考にすべき海外事例を教えてほしい」とのご質問を頂いた。

⇒令和元年度に実施した海外調査において、米・英・仏において有用と考えられる事例を調査しており、別添概要資料をご参照ください。

【P. 8】 3. (1) ④株式の流動化

加藤委員より「事業失敗時の事業継承の枠組みについても考えておくべきである」とのご意見を、また難波委員より「株式流動化に関しては運営権ガイドラインのみならずプロセスガイドライン等にも反映すべき」とのご意見を頂いた。

⇒事務局としても同様の認識であり、今後のガイドライン改正等を検討する中での留意点として参考とさせて頂く。また、譲渡制限に関する件はプロセスガイドラインへの反映も含めて対応することとする。

【P. 8】 3. (1) ⑤BOT 税制の拡充検討

財間委員および本田委員より「税制拡充のみならず、その他方策も含めて検討すべき」とのご意見を頂いた。

⇒「税制の特例措置の拡充等」で読むことができるので、原文のままとさせて頂きたい。

【P. 8】 3. (1) ⑤BOT 税制の拡充検討

吉田委員より「拡充と合わせて補助金交付金の交付要件等の整理が必要ではないか」とのご意見を、また足立委員より「BOT 手法についての本質的なメリット等についてこれまで活用した官民主体の声なども含め、調査すべき」とのご意見を頂いた。

⇒頂いたご意見を踏まえ、BOT 方式を採用した事例の調査等を検討してまいりたい。尚、各補助金・交付金等においては、BOT とイコールフットイングがなされているものと承知している。

【P. 9】 3. (2) i) ①アドバイザー費用等の財政支援

鈴木委員より「小規模地方公共団体における PPP/PFI 導入検討における課題は、アドバイザー費用の支援等だけではなく、それぞれの特徴に応じてコンサルタントや経験者がアドバイスするなどの施策が必要ではないか」とのご意見を、また加藤委員より「地方公共団体にアドバイザーの質を見極める能力が乏しいと思われる為、丸投げにならないよう質の担保を考慮する必要がある」とのご意見を、足立委員より「今後はアドバイザーの支援のみならず、PPP/PFI の重要性を理解した上で志高く推進するリーダーシップの育成が必要」とのご意見を頂いた。また吉田委員より「アドバイザー費用の交付金や要件化した分野の整理を行い情報展開しては」とのご意見を頂いた。

⇒内閣府では専門家派遣制度等の支援を行っておりますが、頂いたご意見を踏まえて資格等の整備に関する検討において参考とさせていただきます。また、情報展開に関しては関係省庁と協議の上、展開方法について検討してまいりたい。

【P. 10】 3. (2) ii) ①マニュアル等の整備・周知

足立委員より「今後は期間満了案件だけでなく期中の定点評価も検討課題にすると良い」とのご意見が、大西委員より「事後評価に関しては情報公開のあり方についても検討が必要」とのご意見を頂いた。

⇒頂いたご意見を踏まえ、今後の事業評価等のマニュアル作成の検討を行ってまいりたい。

【P. 11】 3. (2) iii) ③資格等の整備

加藤委員より「地方公務員でも、知見のある担当者が知見を残さず退職・

異動する例がある。この制度を柔軟に使い知見やノウハウを残す機関としては」とのご意見を頂いた。

⇒ご意見のあった機関等の構築することまでは現時点で想定していませんが、知見・ノウハウの蓄積や継承の視点は今後検討する上での参考にさせて頂く。

【P. 12】 3. (2) v) 広域化・集約化等に向けた支援等

高橋委員より「広域化に関しては、複数自治体の業務をあらかじめ一部事務組合としてまとめられない場合、広域的な業務を特定の民間事業者が担う形となり、安易な随意契約には問題がある一方、スムーズな広域化につなげる為どのような方策があるか検討の必要がある」とのご意見を頂いた。

⇒本意見に対しては、総務省より以下の回答がある他、別添の通り関係省庁より回答を受けている。

「広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できることから、各公営企業における積極的な取組を推進しており、特に、水道事業及び下水道事業については、事業の経営統合のほか、施設や水質管理システム等の共同利用、管理事務の共同発注等の多様な広域化の手法があることを踏まえ、地域の実情に沿った検討を要請しているところ。こうした手法の事例については、先進・優良事例集を通じて、引き続き各団体に紹介してまいりたい。」

【P. 14】 3. (3) 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資する PPP/PFI の推進

吉田委員より「地域プラットフォームは国が取組開始してから5年経過しており、現状の課題や効果及び対応策について整理し運用マニュアル改定を行うことが望ましい」とのご意見を、足立委員より「今後小規模自治体への普及を図っていく上では県レベルのプラットフォームの形成も重要」とのご意見を頂いた。

⇒事務局も同様の認識であり、フォローアップ調査等を実施した上で運用マニュアルの改定等の充実を図るほか、現在都道府県単位での運営を基本としている協定プラットフォームの対象拡大等に努めたい。

【P. 14】 3. (3) 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資する PPP/PFI の推進

難波委員より「地元企業等が競争に参加しやすくするための工夫の具体的な記述があれば良い」とのご意見を頂いた。

⇒現段階で具体的な記述までは想定していませんが、ご意見頂いた具体的な方法についても今後検討してまいりたい。

【P.16】 3.（4）民間提案等の活用

鈴木委員より「既存の支援事業や実施事例の検証結果についてはどうであったか。今後は提案を検討したが断念した企業等の意見を拾う施策も必要ではないか」とのご意見を頂いた。

⇒令和元年度に事業推進部会において別添の通り民間提案制度の事例調査を実施しています。令和2年度以降は近年の活用実態・課題に対応する形で既存マニュアルの改定周知を行う予定であり、調査にあたっては頂いたご意見を参考にさせて頂きたい。

【P.16】 3.（5）④公的不動産における官民連携の推進

足立委員より「総合管理計画や個別施設計画策定後の実行・実現へいかに繋げるか、またそこに如何に PPP/PFI 活用を繋げるかが重要であり、パッケージでの推進が必要」とのご意見を頂いた。

⇒公共施設等総合管理計画の策定指針においても、PPP/PFI 等官民連携の重要性を促しているところであり、引き続きパッケージでの推進を進めていきたい。

【P.19】 3.（7）①非保有手法の活用

本田委員より「リース手法に対する補助金についても検証すべき」とのご意見を頂いた。

⇒頂いたご意見を踏まえて、今後の調査の参考とさせて頂く。まずはリース手法がどのような分野において有効か等の調査を行い、その上でイコールフットリング等の可能性について検証してまいりたい。

【P.20】 3.（7）②交通ターミナルの取組

財間委員より「今般の道路法改正を踏まえた記載とした方が良い。また、具体取組の品川以外への展開についてはどのように考えているか」とのご意見ご質問を頂いた。

⇒頂いたご意見に対して国交省より以下の回答がありました。

「改正法案は現在国会審議中の為、現状を踏まえた記述としています。

尚、本改正案では料金を徴収する道路付属物は既にコンセッションの対象とされており、品川など先行事例を踏まえて全国に普及展開を図るつもりです。」

【P.20】 3.（7）③道の駅に関する取組

財間委員より「今般、飽和に近いともいわれる道の駅を今回の改定で取り上げる意図は」とのご質問を頂いた。

⇒ご指摘の意見に対し、国交省より以下の回答がありました。

「道の駅については飽和しているとは考えておらず、現在、PFI を活用した道の駅の検討を行っている地方自治体もあると聞いており、事例の成果

及び課題を整理することが重要と考えています。」

【P. 21】 4. (2) 重点分野①空港

足立委員より「欧州コンセSSIONで成功している事例では、『地域への貢献を重視した長期経営戦略』、『インバウンドマーケティング戦略』等を実践している例が見られる。国内においても、同様であり、地域経済活性化の観点を促すことが重要」とのご意見を頂いた。

⇒ご指摘の意見に対し、国交省より以下の回答がありました。

「ご指摘の通り、空港コンセSSIONにおいては、地域との関係が重要であり、国管理空港のコンセSSIONでは、これまでの案件においても、地域の活性化に資するような施策を公募の提案項目としてきたところ。ご指摘の観点も含め、引き続き地域活性化に資する空港コンセSSIONの実現に取り組んで参りたい。」

【P. 22, 23, 24】 4. (2) 重点分野②水道③下水道

足立委員より「水道下水道分野で官民連携手法を適切に活用してもらう為には、入口の認識が重要であり、『何をどこまでどう活用したらどのような効果があるのか』を地域に普及することが重要。トップラインを伸ばすだけでなく、ボトムライン悪化の緩和といった観点での官民連携の効果の啓蒙も含め、また官民連携の手法（フルコンセSSIONだけでなく、包括委託に何をプラスしたか、というレベルのものまで）等を、運営権ガイドラインのみならず官民連携の手引きも含めた拡充・普及など基本的取組が重要」とのご意見を頂いた。

⇒ご指摘の意見に対し、厚労省からは以下の回答がありました。

「ご指摘のとおり、官民連携にはコンセSSIONも含め様々な形態が存在することから、官民連携の目的を明確化した上で、地域の実情に応じた適切な形態の官民連携を実施することが重要。これまでの改正水道法も踏まえ、『水道事業における官民連携に関する手引き』を改訂し、また、毎年開催している『水道分野における官民連携推進協議会等』の場を活用して事例紹介やノウハウの共有に取り組んできたところであり、今後、ご指摘を踏まえ、関係省庁とも連携して、更なる支援を実施してまいりたい。」

また、国交省からは以下の回答がありました。

「ご指摘の通り、下水道分野においても、地域の実情に応じた適切な形態の官民連携を実施することが重要と考えております。国土交通省下水道部では、『モデル都市』での個別の取組支援を通じた案件形成を行っているほか、『下水道における新たな PPP/PFI 事業の促進に向けた検討会』等の場において、国からの各種情報提供や導入効果を含めたモデル都市等先行団体

における取組事例の紹介、意見交換等を通じて、官民連携に係るノウハウの共有に取り組んできたところです。頂いた御指摘も踏まえつつ、引き続き、下水道分野での官民連携の取組推進を図ってまいります。」

【P. 25】 4. (2) 重点分野④道路

財間委員より「重点分野指定の理由をもう少し記載出来ないか」とのご意見を頂いた。

⇒指定の理由について、特区制度の活用などを記載しており、原文のままとさせて頂きたい。

以 上